

公的研究と意匠制度

意匠審査企画官 油科 壮一

抄録

公的研究の知財戦略を策定する際、特許とノウハウに関する検討は行われているものの、意匠制度は十分に活用されていない。この原因の一つは、研究者のみならず知財担当者においても、意匠制度が十分に認識されていないためと思われる。しかしながら、意匠制度には、特許制度と異なる特徴がある。この特徴を活用し、意匠制度と特許制度とを組み合わせることで、公的研究における知財戦略が一層効果的、効率的になることが期待される。

1. はじめに

筆者は特許庁の審査官・審判官であるが、政府資金による研究開発（以下「公的研究」という。）に関連した業務に複数回従事した。平成13年7月より、経済産業省産業技術環境局 産業技術政策課長補佐として、日本版バイ・ドール制度の運用や、公的研究機関に対する特許等費用の減免を担当した。平成20年10月からは、公的研究への知財専門家派遣や技術動向調査を所管している企画調査課に勤務した。さらに、平成24年7月から産業技術環境局 未来開拓研究統括戦略官として、いわゆる「ナショナル・プロジェクト」に携わり、知財戦略の策定にも関与した。未来開拓研究プロジェクトは、文部科学省や総務省との省庁連携型の研究開発事業であったため、これらの関係省庁の研究開発における知財戦略を学ぶこともできた。また、この間、内閣府に「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」が立ち上がり、関係省庁の一員として、SIPの知財戦略策定にも立ち会うことができた¹⁾。現在は意匠行政に従事し、意匠制度による技術保護の普及なども行っている。

公的研究に関する情報は多く、全てを解説することは難しい。本稿では、公的研究やその知財戦略の基礎的な事項を紹介するとともに、公的研究の知財戦略策定に有用な意匠制度の特徴点を紹介する。意匠制度についてあらためて認識していただければ幸いである。なお、本稿は筆者個人の見解であり、特許庁または経済産業省のいかなる見解を表明するものではない。

2. 公的研究

2.1 公的研究とナショナル・プロジェクト

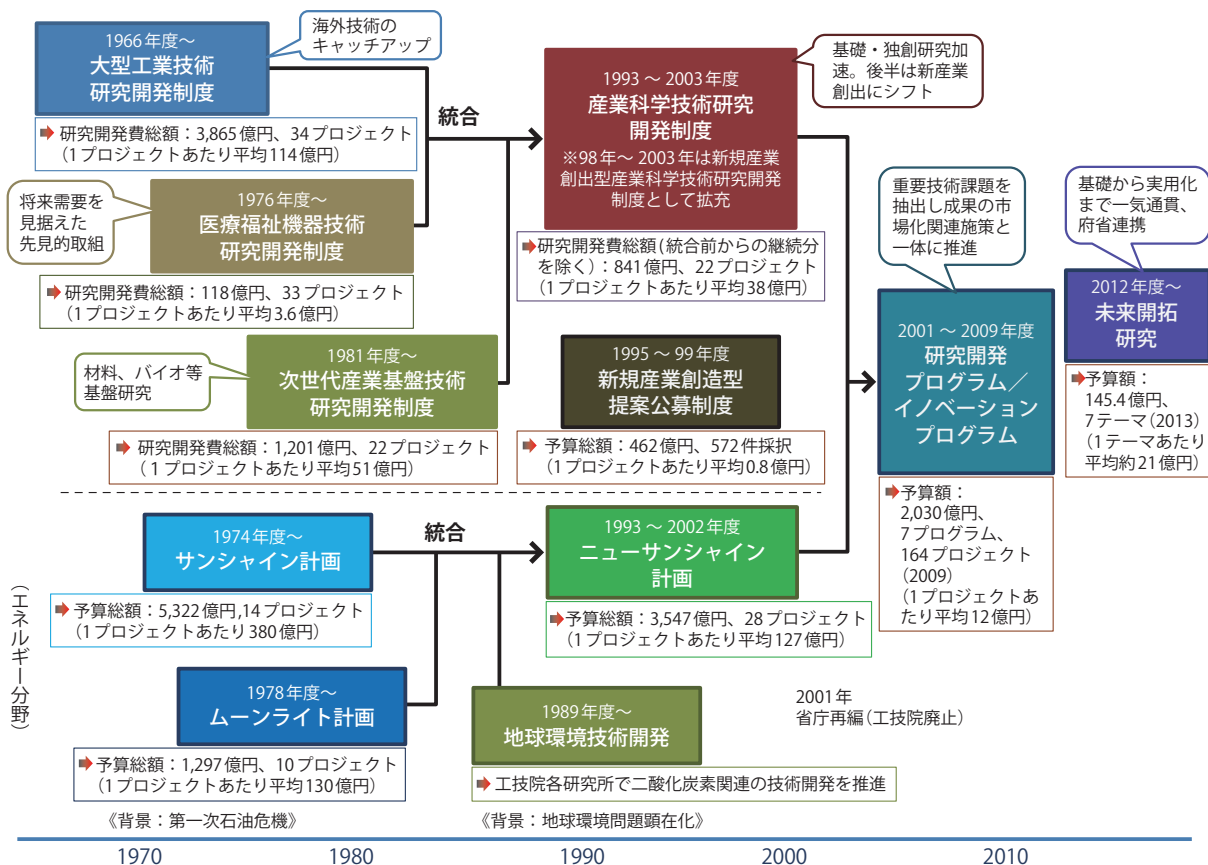
(1) ナショナル・プロジェクトの経緯

国の研究開発事業には、委託による研究開発、補助による研究開発支援、請負によるソフトウェア開発、研究開発型独立行政法人への交付等、様々な形態がある。この中で、委託事業による研究開発は「国の研究開発プロジェクト」の意味で、「ナショナル・プロジェクト」や「国家プロジェクト」と呼ばれ、「ナショプロ」と略されることが多い。経済産業省のナショプロは、サンシャイン計画（太陽電池等）やムーンライト計画（燃料電池等）など、リスクは大きい将来有望な技術に長期間多額の投資を行い、これまで成果を上げてきた²⁾。

2012年には、大型ナショナル・プロジェクトとして「未来開拓研究」が新たにスタートした。「未来開拓研究」とは、経済産業省が文部科学省や総務省と連携して、事業化まで10年を超えるような長期的な研究開発を行うものである。環境・エネルギー問題等の抜本的解決に寄与する可能性がある一方で、開発リスクが高い分野に集中的に投資を行っている。このプロジェクトでは、関係省庁とプロジェクト参加者が「ガバニングボード」と呼ばれる会議体を設置し、プロジェクトの進行管理や将来の事業化のための戦略を策定している。この事業化戦略には、もちろん知的財産戦略が組み込まれている。

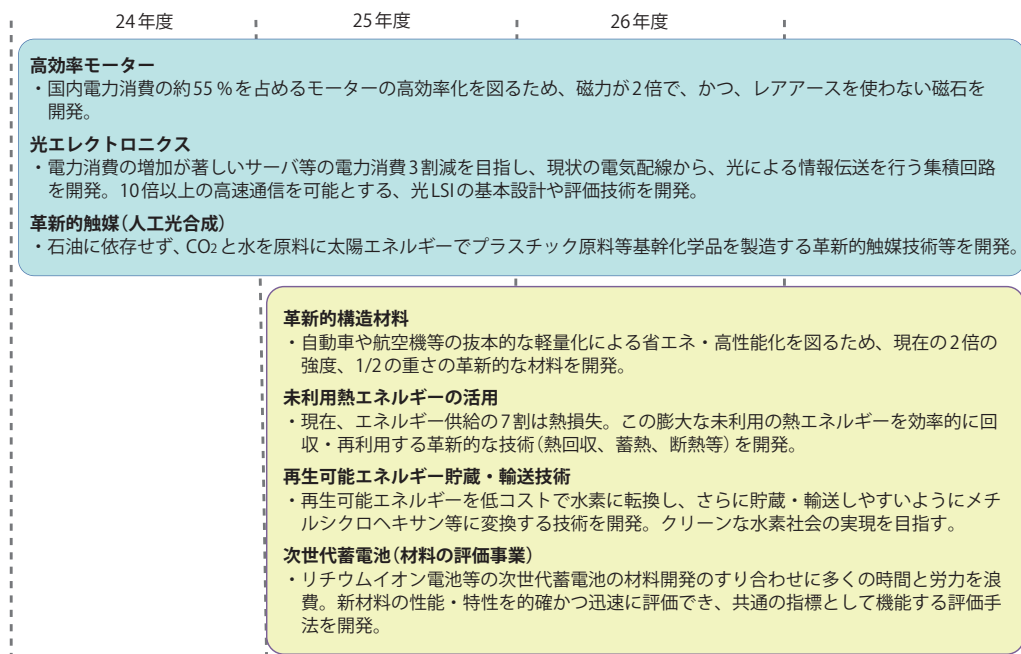
1) http://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/iinkai/sekkei_1/1_sekkei_shiryoku_2-3.pdf

2) 渡邊昇治「今後の研究開発プロジェクトのあり方について—未来開拓研究の立ち上げ—」化学経済2013年1月号 64-67頁。



経済産業省のナショナル・プロジェクトの変遷³⁾

クリーンかつ経済的なエネルギー需給を目指したエネルギー分野の研究開発を中心に、全7テーマ。



「未来開拓研究」のテーマ⁴⁾

3) 産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・評価小委員会(第1回)配布資料 参考資料2 産業技術に係る現状・課題 12頁。
http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/sangyougijutsu/kenkyu_hyoka/001_haifu.html

4) 経済産業省産業技術環境局研究開発課作成資料。

(2) ナショナル・プロジェクトの意義

民間企業が様々な研究開発を行うなか、政府が大規模な国費を研究開発に投じる意義は、以下のように説明されることが多い⁵⁾ ⁶⁾。

研究開発投資には通常の投資行為とは異なる以下の3つの特徴がある。①研究開発は莫大な利益を生み出す機会を与える反面、不確実性や予見困難な複雑性が大きい。②研究開発の成果は、特許ライセンスの他、技術が体化した財・サービス等を通じて広範に伝播し、社会に利益をもたらす。③研究開発投資は規模の経済（スケールメリット）が働くことがあり、競合複数社による分散的・重複的な投資は非効率な場合もある。

これらの特徴のため、研究開発を単純に市場に任せると、企業にとっては、リスクを取ることや自ら固定費たる投資費用を支払うことよりも、フリーライドを選択することが合理的行動となることが多くなる。つまり、市場原理のみでは、研究開発投資は供給されないか、過小投資に陥る可能性がある。こうした投資ゼロまたは過小投資となっている部分を国が補完することが、政府による研究開発投資の第一義的な役割であり、公共財の提供に準ずる立場から正当化される。

2.2 委託研究と日本版バイ・ドール制度

ナショプロの知的財産戦略については、これまで様々な検討がなされてきた。委託とは、本来は自ら取り組むべきことを資金を提供して他者（受託者）に実施を依頼することであり、その成果は全て委託者に帰属する。この成果には、研究開発から派生した知的財産権も含まれる。つまり、政府が民間企業等に委託した研究開発事業において得られた特許権等の知的財産権は、国有財産として国が保有するのが原則である。

しかしながら、①研究開発の成果の事業化は、成果の内容や価値を理解している者（受託者）が行うことが望ましいことや、②一旦国有財産とした特許を民間企業等が活用しようとする手続きの負担が大きいことなど、研究開発の成果を国が所有することの問題点が指摘された。この指摘を踏まえ、研究開発を受託した者に知的財産権を帰属させることが可能となる措置が、平成11年になされた（産業活力再生特別措置法第30条）。この制度は、米国特許法上に定められたバイ・ドール条項⁷⁾を参考に規定されたも

のであることから、「日本版バイ・ドール制度」と称されている。当初、特別措置法として成立したこの制度は、平成19年に産業技術力強化法第19条に移管され、恒久措置化された。その概要は以下のとおりである。

「国は、技術に関する研究開発活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、国が委託した技術に関する研究開発の成果に係る知的財産権について、以下の4つの条件を受託者が約する場合に、受託者から譲り受けないことができる。

- ①研究成果が得られた場合には遅滞なく国に報告すること。
- ②国が公共の利益のために必要があるとして求めた場合に、知的財産権を無償で国に実施許諾すること。
- ③知的財産権を相当期間利用していない場合に、国の要請に基づいて第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。
- ④知的財産権の移転等をするときは、合併等による移転の場合を除き、予め国の承認を受けること。」

この①～④はいずれも必須の条件である。実際のプロジェクトにおいては、プロジェクトの目的に応じて追加の条件を課すことがある。

日本版バイ・ドール制度は、経済産業省を中心に国の委託研究開発プロジェクトにおいて適用が進み、近年は、ほぼ全てのプロジェクトにおいて、研究開発の受託者に知的財産権を帰属させる運用がなされている。日本版バイ・ドール制度の目的は、知的財産権の受託者への帰属を通じて研究活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用することにある。日本版バイ・ドール制度の適応が進み、知的財産権が受託者に帰属することとなった結果、企業等が国の研究開発プロジェクトに参加するインセンティブは明らかに向上した。その一方で、研究開発の成果の事業化が進んでいないケースもみられたため、経済産業省において、日本版バイ・ドール制度の運用など、国の研究開発プロジェクトにおける知的財産マネジメントのあり方が検討され、本年3月「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（案）」が公表され、意見募集（パブリックコメント）が行われた⁸⁾。

2.3 フォアグラウンド知財とバックグラウンド知財

このガイドラインには、ナショプロにおける知的財産マネジメントについて、考慮すべき事項が記載されており、今後、ナショプロの知的財産業務を行う者が参考とすべき

5) 産業構造審議会産業技術分科会研究開発小委員会（第27回）配付資料 資料6-1。
<http://www.meti.go.jp/committee/materials2/downloadfiles/g90427b07j.pdf>

6) ナショナル・プロジェクトについては、岡田羊祐「産学官連携とナショナルイノベーション・システム ―ベンチャー創業支援の視点から―」特技懇No.234 43-52頁にも詳しい。

7) 民主党バーチ・バイ上院議員と共和党ロバート・ドール上院議員を中心とした超党派の議員が成立させたことに鑑み、米国では「バイ・ドール法」と称されている。

8) 問い合わせ先 経済産業省産業技術環境局産業技術政策課。

ものである。その中でも、実務的に特に重要な事項がフォアグラウンド知財とバックグラウンド知財の取扱いに関することである。「フォアグラウンド知財」及び「バックグラウンド知財」は、いずれも法令で定められた用語ではなく、いわばナショプロの知財管理における「業界用語」である。フォアグラウンド知財は「FIP」、バックグラウンド知財は「BIP」と略されることが多い。

(1) FIP

FIPとは、ナショプロの成果である知財のことであり、日本版バイ・ドール制度を適用した場合は受託者に帰属される知的財産権のことである。

大型プロジェクトの遂行には、複数の研究開発テーマが必要である。例えば、「未来開拓研究プロジェクト」の一つである「再生可能エネルギー貯蔵・輸送等技術開発」事業は、余剰電力あるいは変動する電力を中心とする国内外の再生可能エネルギー適地等での低コスト電力の有効利用のために、10年間で再生可能エネルギーからの高効率低コスト水素製造技術ならびに水素の長距離輸送、長時間貯蔵を容易にするためのエネルギーキャリア技術の研究開発に取り組み、水素などの各種エネルギーキャリアについて各種化石燃料等と競合できる価格の実現を目指すものである。

このような国内外の再生可能エネルギー等の大規模利用を可能とするためには、①低コスト水素製造システムの研究開発、②高効率水素製造技術の研究開発（次世代水電解システムの研究、高温水蒸気電解システムの研究）、③周辺技術（水素液化貯蔵システム）の研究開発、④エネルギーキャリアシステム研究、⑤トータルシステム導入シナリオ研究といった、独立性の高いテーマ全てについて、研究開発を行うことが必要となる。

これらの個々の研究開発テーマの執行においては、各テーマの受託者から、さらに細かい研究開発や調査が、大学等に再委託されることがある。プロジェクトに企業と大学が共同で参加する場合でも、①企業と大学の両者が国からの直接の受託先となるケース（企業と大学とは共同研究契約）や、②企業が最初の受託先となり、企業から大学に再委託を行うケース（企業と大学とは研究委託契約）、他にも様々な契約形態がある。

このように、様々な者が集まって研究開発を行う場合には、そもそもFIPを誰に帰属させるのかを決めなくてはならない。FIPの帰属先として、制度上は、国、受託者、再受託者のいずれも可能である。

帰属の検討と同時に、前記のバイ・ドール制度の①～④以外の条件についても、検討を行うこととなる。ナショプロの執行者は、研究開発プロジェクト自体の成功と、将来

の事業化実現を見据えて、最適の者に最適の条件でFIPを帰属させる必要があり、その際、「プロジェクト自体（研究開発）」と「プロジェクト成果の事業化（ビジネス）」の両方が成功するよう配慮をする必要がある。

したがって、「プロジェクト自体（研究開発）」のためには、プロジェクト参加者がFIPを取得した場合には、そのFIPが他のプロジェクト参加者によるプロジェクト研究開発の妨げにならないよう、プロジェクト期間中における扱いについて定めておく必要がある。

また、「プロジェクト成果の事業化」については、プロジェクト参加者自身が保有する知的財産権のみならず、他のプロジェクト参加者が保有する知的財産権の利用が必要な場合も想定される。このため、事業化を行う上で必要となる知的財産権を、当該事業化を行うプロジェクト参加者が効率的に活用できるよう、各プロジェクト参加者が保有する知的財産権について、同一プロジェクト内のプロジェクト参加者間であらかじめルールを定めておく必要がある。この際、FIPは、国費を投じて実施した研究開発の成果に係るものであることから、事業化を行うプロジェクト参加者が、他のプロジェクト参加者が保有するFIPを合理的な実施料で実施できるようにしておくことなどが考えられる。ただし、当該FIPの保有者自身による事業活動に支障が生じないように配慮する必要がある。

(2) BIP

BIPとは、委託研究開発の成果以外の知的財産権、つまり、研究開発プロジェクトを実施するに当たり、プロジェクト参加者がプロジェクト開始前から保有していた知的財産権やプロジェクト開始後にプロジェクトの実施とは関係なく取得した知的財産権のことである。したがって、BIPについては、FIPのような帰属の問題はそもそも存在しない。

それにもかかわらず、事業化を見据えた研究開発事業を、国が委託する際には、参加企業や大学に対して、彼らがそもそも保有していた知的財産権やこれから取得するであろう知的財産権についても、何らかの取決めを行う必要がある。というのも、プロジェクトの参加者が複数になると、研究開発の成果を事業化するためには、他のプロジェクト参加者が保有していた知的財産権の利用が必要な場合が想定されるからである。このため、BIPについてもFIPと同様にあらかじめルールを定めておくことが重要となる。

①範囲

BIPの取扱いを決める際、議論のスタートとなるのが、取決めの対象となるBIPの範囲を決めることである。この決め方には、以下のように様々な方法があるが、いずれにしろ、プロジェクト参加者全員の了承を得なくてはならない。

・プロジェクト参加者が将来の事業化を想定し、他の事業

者の保有する知的財産をBIPとしてリストアップする。

- ・ある特定の期間に取得した知的財産権を全てBIPとする。
- ・プロジェクト参加者の保有する知的財産権を全てBIPとした上で、将来、事業化に際して、必要となった場合の交渉窓口を決定する。さらには、交渉が上手くいかなかった際の裁定のあり方を決める。

当然のことながら、BIPは、プロジェクト参加者がプロジェクトの実施とは関係なく取得した知的財産権であることから、必要以上に義務を課すことは妥当ではない。このため、バックグラウンドIPとして他のプロジェクト参加者に対して実施許諾する範囲については、プロジェクトの実施及びその成果の事業化に必要な範囲に限定すべきである。また、他のプロジェクト参加者の事業化に際して実施許諾する場合も、BIPの保有者自身による事業活動に支障が生じないものとするのが妥当である。

②実施許諾の対象者

プロジェクト参加者間で、実施許諾の対象とする者を事前に取り決めなくてはならない。当該ナショプロに参加する全ての者（企業等）を対象とするのか、または、ナショプロ内の特定の研究開発テーマの参加者だけを対象とするのかを検討する必要がある。

③実施許諾の条件

研究開発プロジェクト実施期間中においては、プロジェクトの実施（研究開発）を円滑にするため、対象となるBIPについて、各プロジェクト参加者は他のプロジェクト参加者のプロジェクト内での研究開発活動に対しては、権利行使しないことをあらかじめ定めておくことが基本となる。ただし、プロジェクト参加者間で実施料を有償とすること等について合意が得られている場合は、当該合意に従うことを妨げない。プロジェクトの円滑な実施を、開始前に担保しておくことが重要である。

プロジェクト終了後、成果の事業化を目指す（ビジネス）段階においては、実施料等はプロジェクト参加者間の協議により定めることができるようにすること等により、BIPの保有者自身による事業活動に支障が生じないように配慮する必要がある。また、協議が不調の場合に、どのような対処を行うのかも事前に決める必要がある。

プロジェクト参加者間でBIPの取扱いを決める作業は、FIPに比べると多くの労力が必要である。そもそも各社が保有していた知的財産のみならず、将来保有するであろう知的財産権の扱いについてまで議論の俎上に載せるには、

ナショプロの目的が、研究開発自体のみにあるのではなく、その成果を事業化し国益を実現することであることが、受託者に十分に理解されることが何より重要である。

3. 意匠制度

3.1 ナショプロにおける意匠制度の活用

さて、このようなナショプロにおいて、意匠制度はどの程度活用されているのであろうか。

まず、わが国における意匠出願が3.1万件、特許出願が32.8万件（いずれも2013年）であることから、ナショプロにおいても特許出願の「10分の1」程度の意匠出願があるのではないかと予想される。

ナショプロ全体の受託者に帰属させた知的財産権（FIP）については、近年の定量調査が存在しないため、NRIサイバーパテントデスク2を用いて検索したところ⁹⁾、2000年から2012年までの合計で、特許出願が25558件、意匠出願が24件であった。先ほどの「10分の1」程度との予想と異なり、特許出願の約「1000分の1」である。ナショプロの事業内容が、意匠制度で保護できるような研究開発をあまりターゲットにしていないためであろうが、寂しい結果である。

	特許出願件数	意匠出願件数
2000年	227	1
2001年	374	3
2002年	1001	0
2003年	1808	6
2004年	2317	6
2005年	2352	8
2006年	2457	0
2007年	2627	0
2008年	2730	0
2009年	2568	0
2010年	2417	0
2011年	2446	0
2012年	2234	0
合計	25558	24

個別の機関についてみると、大学等の知的財産の活用を行っている国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）では、保有する特許権4793件に対して¹⁰⁾、意匠権は4件であり¹¹⁾、ここでも意匠は特許の「1000分の1」程度であった。

9) 検索ワードは「国等の委託＋産業技術力強化法＋産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法＋産業活力再生特別措置法」。公報上の標記が統一されていないことによる検索漏れや、出願人がバイ・ドール適用出願である旨を願書に記載しないことによる検索漏れの可能性がある。

10) 平成26年12月末の数値。独立行政法人科学技術振興機構「平成26年度 大学 - JST 意見交換会説明資料」（平成27年2月）79頁。

http://www.jst.go.jp/tt/pamph/h26_daigaku_iken.pdf

11) IPDLを用いた検索による平成27年3月3日時点の数値。

また、経済産業省のナショプロをマネジメントする国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)は、ナショプロの成果に係る知的財産権については、受託事業者に全て帰属することにしていることから、知的財産権は原則保有しない¹²⁾。

筆者自身も、これまで複数のナショプロについて知財戦略の支援をしてきたが、正直なところ、現場で議論されるのは特許とノウハウに関するだけであり、意匠について議論をする機会は少なかった。

3.2 意匠制度が活用されていない理由

公的研究において、意匠制度の利用割合が、特許の「1000分の1」程度と低いのはなぜであろうか。未来開拓研究が事業化まで10年を超えるようなリスクが高い長期的な研究開発であるように、そもそも、政府の研究開発は基礎的なもの多く、直接の製品として事業化されるにはやや距離があるものが多いことがまず考えられる。実際、意匠制度は製品に近いところで活用されるもので、基礎研究の知財保護には不向きであると考えているユーザーは多い。他にも次のような意見を耳にする。

- ・研究者や大学教官の評価項目として、特許の出願数や取得数を論文と同様に考慮することはあるが、意匠権を取得しても評価されない。
- ・意匠制度を得意とする弁護士や弁理士が少ない。
- ・政府の委託研究を受諾する公的研究機関や企業において、知財部員の多くは、元・研究者であり、特許制度にはなじみがあっても、意匠制度には不案内な者が多い。これらの組織内の研修においても、意匠制度については「デザインを保護する制度。概要は特許制度と同じ。」としか説明されていないことが多い。

いずれにせよ、筆者の経験によれば、やはり意匠制度の特徴が理解されていないのが大きな理由である。

3.3 意匠制度の特徴

それでは、公的研究の成果を保護する手段として、意匠制度は使えない制度なのだろうか。そのようなことはない。意匠制度には特許制度と異なる点がいくつかある。この相違点を上手く利用することで、意匠制度は有効な手段

になり得るし、さらに、特許制度と意匠制度とを組み合わせることで、公的研究における新たな知財戦略を構築できる可能性もあると考えている。以下、意匠制度の特徴を紹介したい。

(1) 出願方法

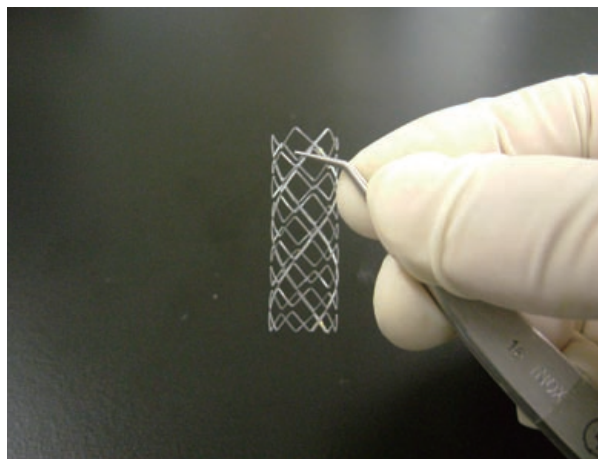
① 図面

特許出願において強く広い権利を取得するために、特許請求の範囲をどのように記載するかは、全ての出願人が頭を悩ませるところである。

一方、意匠出願はどうであろうか。意匠制度では、意匠登録請求の範囲を文言で記載する方法をとっていない。意匠は物品の外観であることから、登録意匠の範囲は願書に添付された図面により表された意匠と、願書の記載(「意匠に係る物品」、「意匠に係る物品の説明」及び「意匠の説明」の欄の記載、「部分意匠」の欄の有無)に基づいて定められる。意匠出願の際は「願書」と「図面」を提出する¹³⁾。

つまり、形状が重要である一方で、技術を文章で表現することが難しい場合には、意匠制度を活用することが考えられる。

この観点から意匠制度を利用している企業に、株式会社京都医療設計がある。同社は、世界で初めて体内に吸収される「生体吸収性ステント」の研究開発を行った企業であり、ステントの形を意匠権として権利取得する取組みを行っている¹⁴⁾。以下に、当該ステントの写真と取得した意匠権の公報(抜粋)¹⁵⁾を示す。



生体吸収性ステント

12) NEDOは、プロジェクト参加者自身がバイ・ドール適用知的財産を適切に管理できるよう「NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針」を公表している。http://www.nedo.go.jp/jyohoukoukai/other_CA_00002.html

13) 図面の記載方法は、正投影図法により各図同一縮尺で記載した6面図(正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図)が基本となる。形態を十分に表すことができない場合は、断面図、拡大図、斜視図等も必要となる。詳細は、特許庁「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」を参照。http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/h23_zumen_guideline.htm

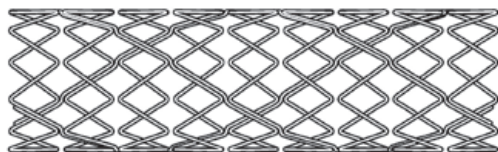
14) 近畿経済産業局 広報誌・E!KANSAI 平成26年10月号 企業・地域の取組紹介 生体吸収性ステントで世界をリード ～中小企業こそ知的財産制度を活用しよう！～。

http://www.kansai.meti.go.jp/E_Kansai/page/201410/03.html

15) 意匠登録第1503631号(D1503735)。

【意匠権者】株式会社 京都医療設計

【図面】(抜粋)



【正面図】

ステントに限らず、医療用機械器具は、形状が重要である一方で、技術説明の文章表現が難しいものの代表であり、この分野の意匠出願件数は年々増加している。

医療用機械器具（日本意匠分類J7）の意匠出願件数¹⁶⁾

	意匠出願件数
2009年	937件
2010年	1033件
2011年	1118件
2012年	1219件
2013年	1232件

②写真

図面での出願について説明したが、この図面の作成が面倒との声がある。実は、図面を作成しなくても、意匠出願は可能である。日本特許庁は、写真での意匠出願を認めている。商品等のサンプルを撮影し、そのまま出願することができる。この場合も形態の表し方は図面と同じであり、6方向から撮影することとなる¹⁷⁾。

③見本、ひな形

写真の撮影さえも面倒ということであれば、さらに、簡便な出願がある。それは、実物の出願である。一部の物品については、図面に代えて、商品サンプル等の「見本」又は「ひな形」を添付して意匠出願することができる。とはいえ、特許庁が、全ての物を受け付けるのは無理である。大きさが「縦26cm、横19cm、厚さが7mm以下」のものに限定される。また、こわれやすいものや、容易に変形・変質するもの、取扱が危険なもの等は受け付けられない¹⁸⁾。

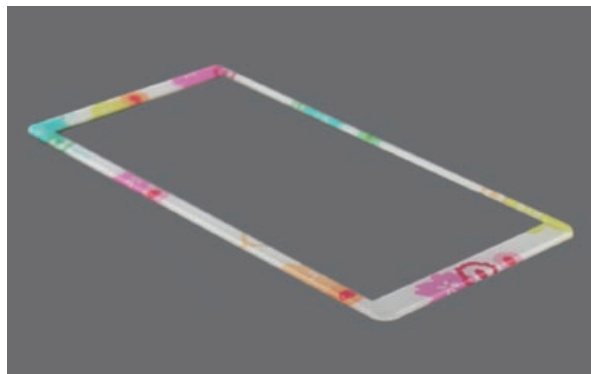
受付後は特許庁で写真撮影を行い、電子化して審査から公報発行までを行う。なお、出願された見本は返却できない。実物により出願された意匠出願が、どのような公報となるのかの例を示す¹⁹⁾。特許庁が撮影した写真もなかなか美しいと思うが、いかがであろうか。

【意匠権者】株式会社デンソー

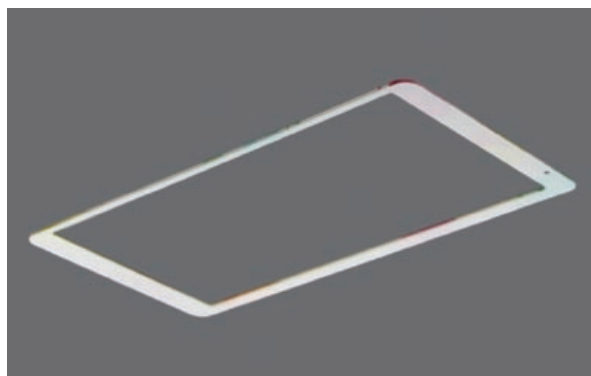
【意匠に係る物品の説明】この物品は、車両に搭載されてデータ（文字、画像等）を表示する車載用データ表示機の表面に取り付ける装飾用のパネルである。

【原本の説明】この意匠は図面代用見本又はひな形によって現されたものであるから細部及び色彩については原本を参照して下さい。

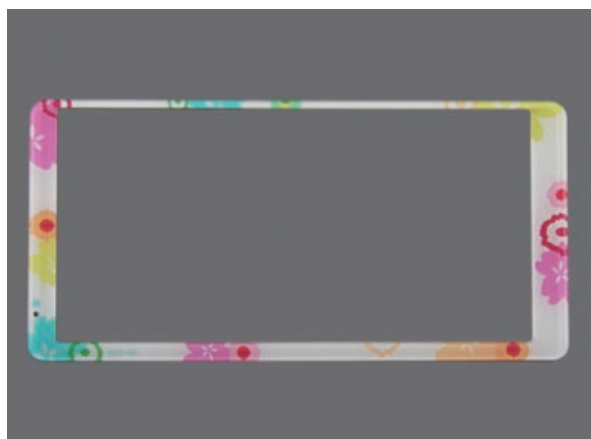
【図面】(抜粋)



【見本の正面、平面、右側面を現す図】



【見本の背面、底面、左側面を現す図】



【見本の平面図】

16) 特許庁「特許行政年次報告書2014年版」統計・資料編 第2章主要統計 (7) 意匠 (出願)。

17) 詳細は、前掲13の第1部2.C.「図面代用写真」を参照。

18) 詳細は、前掲13の第1部2.D.「見本、ひな形について」を参照。

19) 意匠登録第1430246号 (D1430246) より抜粋。



【見本の正面図】



【見本の右側面図】

(2) 料金

意匠出願の料金は、出願料が1万6千円。一意匠一出願のため、請求項という概念はない。登録料は、第1～3年が8500円／年、第4～20年が16900円。1年分毎に納入することができる。

そして、最大の特徴は、審査請求料が必要ないことである。意匠には、そもそも審査請求制度がなく出願された案件は全て審査される。特許の審査請求料が118,000円＋請求項数×4000円であることを踏まえると、ベンチャー支援の補助事業や、資力が十分でない事業者がナショプロ（委託事業）に参加したときには、意匠制度は魅力的ではないだろうか。

(3) 権利期間

権利期間は特許と同じく20年である。ただし、特許権の起算日は出願日であるが、意匠権の起算日は設定登録日である。

(4) 審査期間

2013年度末における出願から最初の審査結果の通知までの期間（以下「FA期間」という。）は、平均6.4か月である。しかも、早期審査制度を利用した案件についてみれば、実施関連や外国関連の平均FA期間は1.8ヶ月、模倣品対策は0.8ヶ月であった²⁰⁾。

(5) 出願公開制度がない。

先に、ナショプロ（委託事業）の現場では、特許とノウハウしか議論されていないと記載した。技術の戦略的な管理において、特許出願した場合は、権利の取得の可否にかかわらず、その技術が公開されてしまうことに留意しなければならない。

一方で、意匠制度には出願公開制度は存在せず、登録になった案件のみが公開される。登録までは秘密の状態におかれ、拒絶査定となった案件は公開されない。

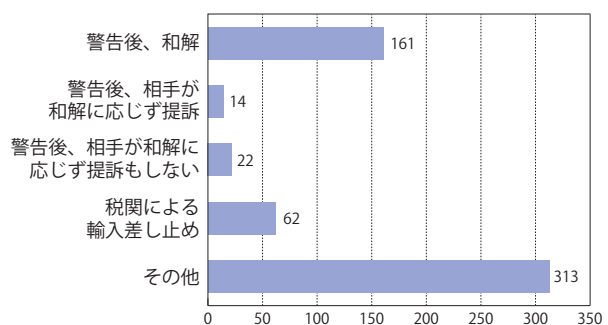
(6) 秘密意匠制度

その上、意匠制度には、「秘密意匠制度」という、意匠登録出願人が意匠権の設定の登録の日から3年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることができる制度がある（意匠法第14条）。これは、先願により意匠権を確保しておく必要があるものの、直ちに当該意匠の実施を行わない場合に意匠公報が発行されることによる第三者の模倣を防止しようとする趣旨によるものである。

ノウハウの保護には、不正競争防止法や先使用権の活用が検討される。これらに加えて、権利が設定されているのに、そのデザインを秘密にできる意匠制度は、新たな知財戦略を構築する有効なツールではなかろうか。3年という限られた秘密保持期間ではあるが、秘密意匠制度を利用してどのような知財戦略を構築するかは、今後研究する価値がある。

3.4 ユーザーの声

意匠制度を実際に利用したユーザーは、どのような評価をしているのであろうか。「意匠公報にデザインが掲載されており一目でわかるので権利行使しやすい。」「デッドコピー等の模倣品については言い逃れができないので、提訴に至る前に和解できた。」との趣旨の意見を良く耳にする。この意見を裏付けるように、権利行使のケース別発生



20) 2013年実績値。

件数をみると、過去5年間に於いて警告を行った案件197件のうち、161件(81.7%)が和解に至っている。また、「その他」の313件のうち300件は1社による「ネット販売の削除申請」であり、他は「警告せず提訴」、「工場差押え」、「警告後デザイン変更」等である²¹⁾。

また、公表されているコメントには、次のようなものがある。

サントリーホールディングス株式会社知的財産部長、日本知的財産協会理事長 竹本一志氏(対談発言より抜粋)²²⁾

「知財に携わる者は頭の中を替えなければならないと、最近感じています。権利が広い狭いということに気を取られすぎているのではないのでしょうか。重要な点は、権利が強いか弱いかということだと思います。意匠権は広い権利とは言えませんが、技術である特許権とは異なり、回避できないので強いのです。技術は別の方法で到達できる可能性があるかもしれませんが、意匠はそのものズバリという点で強い権利だと思います。」

「特許に比べれば意匠の方が出願も容易、権利行使にしても容易ではないのでしょうか。提出物は図面、写真ですから、わかりやすい、使いやすいという面もあると思います。」

「意匠は言語や技術解釈に依存しないので、国ごとの解釈の違いが生じにくいはずで。分かりやすい、使いやすいのは、税関や警察にとっても同じですから、模倣品対策としても有効です。」

「著作権の場合は、著作物そのものの権利性、作者そのものの特定など、不正競争防止法の場合は、周知性や著名性を立証するということが必要になってきますので、迅速な対応ができません。迅速な対応を図るには、登録されている意匠権の方が有効であるというのはまちがいないと思います。」

株式会社MTG開発本部 商品管理部知的財産課チーフ

實川一誠氏(寄稿より抜粋)²³⁾

「ReFaは、(中略)シリーズ累計で300万本を超える大ヒットを記録した(2014年11月現在)。しかし、ヒット商品の宿命か、発売開始から1年も経過しないうちに、ReFaの形態をデッドコピーした商品がネット上で出回り始めた。」

「当時、当社は知的財産に対する本格的取り組みの開始



前であったが、唯一、ReFaの意匠権(全体意匠)を取得していたため、販売業者に対し、意匠権侵害による販売差止を請求することに決めた。(中略)これについては一定の成果を上げることができたと思っている。上記アクションにより、殆どの販売業者は販売を中止した。」

「当社は、税関に対して2010年10月に前記意匠権を侵害する物品の輸入差止の申し立てを行った。(中略)結果的に、このアクションは大成功だったといえる。申し立てを行ってから現在まで差止の件数として61件、本数として約2000本の模倣品を差し止めることに成功した。」

「日本でのデッドコピー品対策としては、意匠権を活用し税関での水際対策を行うことが有効だと当社は考えている。」

3.5 公的研究における意匠制度活用の新たな動き

民間企業の評価は上記のとおりであるが、近年、公的研究の分野でも、意匠制度を活用する動きが一部に始まっている。

(1) 国立研究開発法人産業技術総合研究所

国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)は、わが国最大の公的研究機関である。保有している知的財産は、国内特許9566件、国内意匠11件であり²⁴⁾、意匠権の割合は、やはり特許の「1/1000」程度ではあるものの、知的財産部や研究者を中心に、意匠制度活用の検討が進められている。

産総研を中心に行われた、経済産業省のナショプロに「革新的製造プロセス技術開発(ミニマルファブ)」がある。半導体製造装置の小型化やクリーンルームを不要とする技術開発を行うもので、大量生産の半導体の製造エネルギー

21) JFEテクノロジー株式会社「企業等によるデザイン開発・保護等の活動実態に関する調査研究報告書(平成25年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書)」(平成26年2月) 59-61頁。http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/zaisanken/2013_11.pdf

22) 竹本一志ほか「企業の知的財産は効力のある強い意匠権で守る」特許庁広報誌とつきよvol.18 8-11頁[竹本発言]。

23) 實川一誠「株式会社MTG 当社の模倣品対策について」特許懇No.276 47-50頁。

24) 平成27年3月5日時点の数値。産総研知的財産部調査。

を大幅に減らし、また設備投資の大幅削減が可能な小型製造プロセス技術（ミニマルファブ）を開発するものである。下記の写真においては、それぞれの装置が、現像、露光、洗浄などの半導体製造の工程を担っている。



ミニマルファブシステム²⁵⁾

産総研では、各工程を担う装置の中を移動する、特殊な形状の搬送容器も開発した。この搬送容器はミニマルシャトルと名付けられ（写真左）、1/2インチのウエハー（写真右）を格納することができる。



ミニマルシャトル²⁶⁾

産総研は、この製造技術（ミニマルファブシステム）について特許を取得するとともに²⁷⁾、ミニマルシャトルの形状については以下の意匠権を取得するというように、公的研究機関としては先進的な権利保護を行っている。

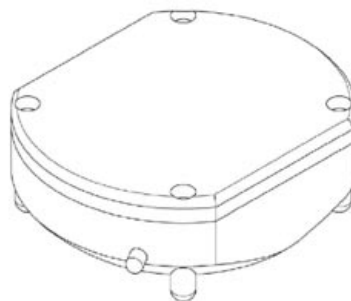
意匠登録第1446894号より抜粋

【物件名】図面1

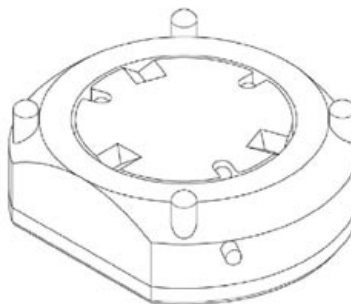
【意匠に係る物品の説明】本願の意匠は、各種半導体製造装置に半導体ウエハーを供給する際、及び該装置内にて加工

後に受け取る際に、半導体ウエハーを搬送するための容器である。

【図面】（抜粋）



【斜視図1】



【斜視図2】



【正面図】



【右側面図】

25) 写真提供 産業技術総合研究所コンソーシアム ファブシステム研究会代表 原史朗氏。

26) 前掲注25)。

(2) 助成事業

助成事業においても、意匠制度は十分に活用されているとは言いがたく、例えば「特定ものづくり基盤技術高度化指針」²⁸⁾の「知的財産に関する事項」にも意匠制度に関する言及はなかった。

しかし、本年新しい動きがあった。平成27年2月9日、中小企業庁は「中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術」に「デザイン開発に係る技術」を追加し、デザイン開発に係る技術で、ものづくり補助金などに応募することができるようにした²⁹⁾。それに併せて「特定ものづくり基盤技術高度化指針」も改訂された。新指針の「デザイン開発に係る技術」の「知的財産に関する事項」には、「自社が保有する技術を知的財産として認識し、管理していくことが重要であり、その有効な手段である特許権や意匠権の取得を適切に図る必要がある。他方、特許出願すれば、その内容が公になることや、特許権の効力は出願国にしか及ばないことから、特許出願せずにノウハウとして秘匿することや、出願公開されずに権利成立後も一定期間秘匿を保持できる意匠制度を活用することが好ましい場合もあり、戦略的な対応が求められる。」と記載され³⁰⁾、意匠制度の活用が推奨されている。今後、中小企業・小規模事業者のものづくり技術における意匠制度の活用が期待される。

4. おわりに

筆者は「意匠法」という名前自体に何とも言えない趣というか、たおやかさを感じている。世の中には様々な法律があるが、名前の美しさでは、意匠法が一番ではないだろうか。

「意匠」とは、本来絵を描き、詩を作ることに心に工夫を凝らしてする「こころだくみ」(こころ=意、たくみ=匠)であるといわれている³¹⁾。「意匠」は明治初期には基礎的な

用語ではなく、明治初期から中期にかけても「design」の訳として確定的なものではなかったが、意匠法を制定する際に英語の「design」の訳として「意匠」をあててから、市民権を得てきた³²⁾³³⁾。この美しい言葉は、明治以降、意匠制度とともに地位を確立したとも言えるかもしれない。ちなみに、明治時代には「design」の訳として「意匠」以外に「図案」も使われていたようで³⁴⁾、筆者は、意匠法が「図案法」という名前にならなくて本当に良かったと先人に感謝している。

一方で、意匠法はその名前の美しさ故か、「デザインを守る法律だから、技術の保護とは関係ない。」とか「芸術とか美術だけを守る法律。」との誤解を受け、技術の保護においての活用が十分に検討されてこなかったように思える。

上述のとおり、意匠制度は技術保護に貢献できるポテンシャルを秘めた有為な制度である。今後、ナショプロや中小企業・ベンチャー支援といった様々な公的研究において、意匠制度活用の検討が進み、一層効果的、効率的な知財戦略が策定されることを期待する。

profile

油科 壮一 (ゆしな そういち)

平成5年4月 特許庁入庁
審査官、審判官、スタンフォード大学APARC客員研究員
企画調査課長補佐(企画班長)、国際課長補佐(総括班長)等を経て、
平成24年7月 経済産業省 研究開発課 未来開拓研究統括戦略官
平成26年7月 意匠審査企画官

27) 特許第5516968号

【請求項1】搬送容器は、搬送容器本体と搬送容器扉の密着連結により密閉可能な第1のシール構造を有し、装置は、装置本体と装置扉の密着連結により密閉可能な第2のシール構造を有し、さらに、搬送容器と装置は、両者が密着連結することにより形成される密閉可能な第3のシール構造を有し、搬送容器と装置が密着連結したときだけ、第3のシール構造によって密閉化された1つの分割されない連結室を形成し、搬送容器扉が搬送容器から分離し装置内に取り込まれる構造を有し、搬送容器は、搬送容器本体と搬送容器扉が磁石及び／又は磁性体を有して、これらの間の磁気力により搬送容器扉と搬送容器を閉じる構造を有し、その閉じた状態において搬送容器本体と搬送容器扉が有する磁石及び各磁性体によって、磁気の閉回路が形成されている搬送容器を構成し、さらに装置本体と磁石を有する装置扉を有する装置からなる連結システム。

28) 「特定ものづくり基盤技術高度化指針」とは、中小企業等によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するために、中小企業ものづくり高度化法に基づいて定めるものである。戦略的基盤技術高度化支援事業等で国が支援する研究開発計画の認定基準であるとともに、中小企業等のものづくり技術の高度化を促進するためのガイドラインとしての役割・機能を果たすものとなっている。

29) <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2015/150209sapoin.htm>

30) 中小企業庁「中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化に関する指針」二 (一) 3 (1) ⑤知的財産に関する事項 (平成27年2月)。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2015/150209sapoin1.pdf>

31) 経済産業省特許庁審査業務部意匠課編「意匠制度120周年記念 意匠をめぐる120話」(平成20年4月) 6頁。

32) 樋口孝之ほか「明治中期に公布された意匠条例に用いられた「意匠」概念 ―日本におけるデザイン思考・行為をあらわす言語概念の研究(6)― デザイン学研究54巻5号 (2008) 45-54頁。

33) 樋口孝之ほか「日本における漢語「意匠」の受容と解釈 ―日本におけるデザイン思考・行為をあらわす言語概念の研究(2)― デザイン学研究50巻5号 (2004) 1-10頁。

34) 明石一男「行政に見られるデザインという語」デザイン学研究No.42第4回春季大会特集号 (1983) 236-237頁。